



2020年5月18日

各位

会社名 フクシマガリレイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 福島 裕
(コード番号 6420 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 日野 達雄
(TEL 06-6477-2011)

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月29日開催予定の第69期定時株主総会で承認決議されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社は、独立社外役員を集約し取締役会の構成員とすることで取締役会における社外取締役の比率を高め、役員体制のスリム化を図り、また、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を取締役に委任することで取締役会の監督機能強化を可能とする監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

2020年6月29日開催予定の第69期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等につきご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第69期定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定であります。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

(2020年6月29日開催予定の第69期定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
福島 裕	代表取締役社長	同左

福島 亮	取締役副社長	同左
福島 豪	専務取締役	同左
片山 充	常務取締役	同左
長尾 健二	常務取締役	同左
水谷 浩三	取締役	同左
日野 達雄	取締役	同左
田中 浩子	社外取締役（非常勤）	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者
(2020年6月29日開催予定の第69期定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
竹内 博史	社外取締役 監査等委員	社外監査役
藤川 隆夫	社外取締役 監査等委員（非常勤）	社外取締役（非常勤）
吉年 慶一	社外取締役 監査等委員（非常勤）	社外取締役（非常勤）

(3) 退任予定監査役
(2020年6月29日開催予定の第69期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職
濱 政夫	社外監査役（非常勤）
西井 弘明	社外監査役（非常勤）

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2020年6月29日（予定）

定款一部変更の効力発生日 2020年6月29日（予定）

(3) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第19条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数)	第4章 取締役及び取締役会 (員数)
第20条 当社の取締役は10名以内とする。	第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。
(新設)	<u>2 監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権	(現行どおり)

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

(現行どおり)

第22条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役を除く取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役を除く取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任期)

第24条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 29 条～第 30 条 (条文省略)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 30 条～第 31 条 (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数)	(削除)
第31条 当社の監査役は、4名以内とする。	
(選任方法)	(削除)
第32条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期)	(削除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(報酬等)	(削除)
第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役会の招集通知)	(削除)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

(削除)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

(削除)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

(削除)

第 39 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任限定契約)

(削除)

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日</u>
	<u>の3日前までに各監査等委員に対</u>
	<u>して発する。ただし、緊急の必要が</u>
(新設)	<u>あるときは、この期間を短縮する</u>
	<u>ことができる。</u>
	<u>2 監査等委員全員の同意があるとき</u>
	<u>は、招集の手続きを経ないで監査</u>
	<u>等委員会を開催することができる。</u>
	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第33条 監査等委員会に関する事項につい</u>
(新設)	<u>ては、法令又は本定款のほか、監査</u>
	<u>等委員会において定める監査等委</u>
	<u>員会規則による。</u>
	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加</u>
	<u>わることができる監査等委員の過</u>
	<u>半数が出席し、その過半数でこれ</u>
	<u>を行う。</u>
	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
	<u>第35条 監査等委員会の議事の経過の要領</u>
	<u>およびその結果は、これを議事録</u>
	<u>に記載または記録し、出席した監</u>
	<u>査等委員が記名押印または電子署</u>
	<u>名する。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第41条～第44条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)

(新設)	<p>附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 69 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</p>
------	---

以 上